

臨床工学技士養成所自己点検表(広島県)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適 適	否 否	確認書類(例)																																	
1 教員等に関する事項 (1) 専任教員の数及び配置は適切か (2) 指定規則別表第一の各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち医師、臨床工学士、工学修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員が6人以上いるか (1年以上課程=4名, 2年以上課程=5名) (1学年に2学級以上を有する養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数)	指定規則第4条第1項第4号、第2項第4号、第3項第4号 指導要領3(2)																																					
	指定規則第4条第1項第4号、第2項第4号、第3項第4号 指定規則別表第一																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>教育内容</th> <th>教育内容</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎分野</td> <td>科学的思考の基礎</td> <td rowspan="3">14</td> </tr> <tr> <td>人間と生活</td> </tr> <tr> <td>社会の理解</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門基礎分野</td> <td>人体の構造と機能</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>臨床工学に必要な医学的基礎</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>臨床工学に必要な理工学的基礎</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">専門分野</td> <td>医用生体工学</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>医用機器学及び臨床支援技術</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>生体機能代行技術類</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>医療安全管理学</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>関連臨床医学</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>臨床実習</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table>	教育内容	教育内容	単位数	基礎分野	科学的思考の基礎	14	人間と生活	社会の理解	専門基礎分野	人体の構造と機能	6	臨床工学に必要な医学的基礎	9	臨床工学に必要な理工学的基礎	16	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	7	専門分野	医用生体工学	7	医用機器学及び臨床支援技術	10	生体機能代行技術類	12	医療安全管理学	6	関連臨床医学	7	臨床実習	7	合計		101				
	教育内容	教育内容	単位数																																			
	基礎分野	科学的思考の基礎	14																																			
人間と生活																																						
社会の理解																																						
専門基礎分野	人体の構造と機能	6																																				
	臨床工学に必要な医学的基礎	9																																				
	臨床工学に必要な理工学的基礎	16																																				
	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	7																																				
専門分野	医用生体工学	7																																				
	医用機器学及び臨床支援技術	10																																				
	生体機能代行技術類	12																																				
	医療安全管理学	6																																				
	関連臨床医学	7																																				
	臨床実習	7																																				
合計		101																																				
備考 1. 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第2項の規定の例による。 2. 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は臨床工学技士法施行規則第14条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。 3. 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習4単位以上及び臨床実習以外の教育内容94単位以上(うち基礎分野14単位以上、専門基礎分野38単位以上及び専門分野42単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。 4. 医用生体工学、医用機器学及び臨床支援技術、生体機能代行技術学並びに医療安全管理学の講義における医学的領域と工学的領域の時間配分は、おおむね2分の1ずつとするものとする。 5. 臨床実習の単位数には、血液浄化療法に関する実習の1単位、呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習の2単位並びに治療機器に関する実習及び医療機器管理業務に関する実習の2単位を含むものとする。 6. 呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習においては、必ず集中治療室及び手術室における実習を含むものとする。 7. 循環器に関する実習においては、必ず人工心肺装置を用いた実習を含むものとする。 8. 臨床実習を実施する前に、臨床実習を行うために必要な技能及び態度が習得されていることを確認するための実技試験及び指導を必ず行うものとする。 9. 臨床実習を実施した後に、臨床実習において習得すべき技能及び態度が習得されていることを確認するための実技試験及び指導を必ず行うものとする。 10. 別表第三の上欄に掲げる実習の区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為を必ず実施させ、かつ、同表の下欄に掲げる行為を必ず見学させるものとする。																																						
(3) 専任教員のうち3人以上は、業務経験5年以上の臨床工学技士であるか	指定規則第4条第1項第4号、第2項第4号、第3項第4号																																					
(4) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置しているか	指導要領3(1)																																					
(5) 教員は担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であるか (医師、臨床工学士、工学修士、高等学校教員など)	指導要領3(3)																																					

臨床工学技士養成所自己点検表(広島県)

養成施設名

課程の別

修業年限

定員()名
年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)	
			適	否		
2 学生に関する事項	(1) 入学資格の審査は確実にされているか	指導要領2(2)			・卒業(見込)証明書 ・入学願書 ・判定会議議事録	
	(2) 1学級の定員は10名以上40名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか	指定規則第4条第1項第6号, 第2項第6号, 指導要領2(1) H11.1.12医事第1号通知			・学則 ・募集要項 ・学生名簿	
	(3) 入学者の選考は適正に行われているか (複数面接, 筆記試験, 合格基準)	指導要領2(2)				
	(4) 進級, 卒業, 成績, 出席状況等に関する諸記録が確実に保存されているか	指導要領2(3)(4)				
	(5) 出席状況の不良な者, 学力が十分でない者等に対する進級又は卒業の措置は適切か (出席状況の不良な者: 欠席日数が当該学年の出席すべき日数の1/3を超える者)	指導要領2(3)				
	(6) 健康診断等保健衛生上, 必要な措置がとられているか ※学校保健安全法準用	指導要領2(5)				
3 授業に関する事項	(1) 学則で定められた教育課程は、指定規則別表第一の各教育内容及び指導要領別表1に掲げる教育目標を修得させることを目的とした内容であるか	指定規則第4条第1項第3号, 第2項第3号, 第3項第3号			・時間割	
	別表1 (法第14条第1号のみ記載, 法第14条第2号及び法第14条第3号については「基礎分野」14単位を除く。)					
	教育内容		単位数	教育目標		
	基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的に判断し行動する能力を培う。 生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に幅広く対応できる能力を養う。 多様性社会を理解し、患者や医療スタッフとの良好な人間関係を構築するため必要なコミュニケーション能力を養う。		
		人体の構造及び機能	6	解剖学, 生理学, 生化学などの観点から、人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を修得するための基礎的能力を養う。		
		臨床工学に必要な医学的基礎	9	臨床工学に必要な臨床医学の基礎及び各種疾患の病態を体系的に学び、チーム医療の一員として、医療の内容を把握し理解する能力を養う。 また、保健医療福祉の向上のために、医療倫理, 予防医学, 在宅医療, 地域包括ケアシステム, 多職種連携において臨床工学技士が果たすべき役割を理解する。		
		臨床工学に必要な理工学的基礎	16	臨床工学に必要な理工学的基礎知識を修得し、医療に応用される理工学的技術・機器を安全かつ効果的に使用するために必要な基礎的能力を養う。		
		臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	7	医療分野で利用される情報処理技術及びシステム工学を学び、医療機器及び関連データの管理・分析・効率化等その実践応用に必要な基礎的能力を養う。		
	小計		38			
	専門分野	医用生体工学	7	工学の基礎概念を用いて生体を理解し、工学的技術を医療機器に応用するための知識・技術を習得する。		
医用機器学及び臨床支援技術		10	医療施設や在宅等で用いられる計測機器・治療機器の原理・構造・構成を工学的に理解し、その適正かつ安全な使用方法や保守管理に関する実践的知識・技術を修得する。 また、医療機器を介した臨床支援が必要とされる症例の病態や検査・治療法の実際、手技について理解し、血液浄化療法における動脈表在化への穿刺針の接続・抜去, 心・血管カテーテル治療における電氣的負荷装置の操作, 輸液ポンプやシリンジポンプを門地板薬剤投与, 静脈路の確保・抜針など医療機器を用いた幅広い分野における臨床支援に必要な実践的知識・技術を修得する。			

臨床工学技士養成所自己点検表(広島県)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

年

点検事項		根拠規定	施設状況	適 否	適 否	確認書類(例)												
	生体機能代行技術学	12 人の呼吸・循環・代謝に関わる生命維持管理装置の原理・構造を工学的に理解し、その適正かつ安全な使用法や保守管理に関する実践的知識・技術を修得する。 また、生命維持管理装置に関連し、臨床的な病態や手技を理解する。																
	医療安全管理学	6 医療の安全確保のために必要な医療機器及び関連施設・設備のシステム安全工学を総合的に理解する。 また、関連法規・各種規格、感染対策、医療安全対策の方策等を学習し、医療安全管理技術を修得する。 さらに、医療機器の操作に関連した臨床支援に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。																
	関連臨床医学	7 臨床工学業務を行う上で必要な関連疾患の病態生理、検査・診断及び治療法を理解する。																
	臨床実習	7 医療における臨床工学の重要性を理解し、かつ、患者への対応について臨床現場で学習し、チーム医療の一員としての責任と役割を理解する。 また、臨床実習前後の到達度評価により、臨床実習に臨むために必要な知識・技術、患者対応及び臨床実習の効果を確認し、臨床工学技士としての基礎的な実践能力を身につける。																
	小計	49																
合計		101																
(2) 単位の計算方法は適切であるか <small>(1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間から45時間)</small>		指導要領4(2)																
(3) 単位の認定は講義等を必要時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認して行っているか		指導要領4(3)																
(4) 合併授業又は合同授業が行われていないか(異なる学年)		指導要領4(4)																
4 臨床実習に関する事項	(1) 臨床実習を行うのに適当な病院を実習施設として利用しているか	指定規則第4条第1項第10号、第2項第6号、第3項第6号																
	(2) 各指導内容に対する専門的知識に優れ、医師又は臨床工学士として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する実習指導者による指導が行われているか	指導要領6(2)																
	(3) 厚生労働省の定める基準に合った「臨床工学技士臨床実習指導者講習会」を修了した臨床工学技士が配置されているか	指導要領6(3)																
	(4) 実習指導者の数は、学生5人当たり1人以上となっているか	指導要領6(4)																
	(5) 臨床実習に当たっては、指定規則別表第三に掲げる行為を必ず実施させ、かつ必ず見学させているか	指導要領6(5)																
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実習</th> <th style="width: 30%;">実施させる行為</th> <th style="width: 50%;">見学させる行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呼吸療法関連実習</td> <td>人工呼吸装置の点検</td> <td>呼吸療法に使用する機器及び回路、呼吸療法の実施に必要な薬剤並びに当該機器の運転条件及び監視条件に関する医師の指示の確認</td> </tr> <tr> <td>人工心肺関連実習</td> <td>人工心肺装置の点検</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>補助循環関連実習</td> <td>補助循環装置の点検</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	実習	実施させる行為	見学させる行為	呼吸療法関連実習	人工呼吸装置の点検	呼吸療法に使用する機器及び回路、呼吸療法の実施に必要な薬剤並びに当該機器の運転条件及び監視条件に関する医師の指示の確認	人工心肺関連実習	人工心肺装置の点検	—	補助循環関連実習	補助循環装置の点検	—				
実習	実施させる行為	見学させる行為																
呼吸療法関連実習	人工呼吸装置の点検	呼吸療法に使用する機器及び回路、呼吸療法の実施に必要な薬剤並びに当該機器の運転条件及び監視条件に関する医師の指示の確認																
人工心肺関連実習	人工心肺装置の点検	—																
補助循環関連実習	補助循環装置の点検	—																

臨床工学技士養成所自己点検表(広島県)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

年

点検事項			根拠規定	施設状況	適否 適 否	確認書類(例)
指定規則別表第三	血液浄化療法関連実習	血液浄化装置の点検	血液浄化療法に使用する機器及び回路、血液浄化療法の実施に必要な薬剤並びに当該機器の運転条件及び監視条件に関する医師の指示の確認 血液浄化療法に使用する機器の準備 血液浄化装置の組立並びに回路の洗浄及び充填 血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャント、表在化された動脈又は表在静脈への穿刺及び除去 血液浄化装置の運転条件及び監視条件の設定及び変更 血液浄化療法に使用する機器を用いた血液浄化療法の実施に必要な採血 血液浄化療法における血液、補液及び薬剤の投与量の設			
	ペースメーカー関連実習	ペースメーカーの点検	-			
	集中治療関連実習	生命維持管理装置の点検	生命維持管理装置、集中治療に使用する機器及び回路並びに集中治療の実施に必要な薬剤の準備 生命維持管理装置の組立並びに回路の洗浄及び充填			
	手術関連実習(周術期を含む。)	手術関連機器の点検	-			
	鏡視下手術における視野確保関連実習	内視鏡手術システムの点検	-			
	心・血管カテーテル治療関連実習	カテーテル関連機器の点検	-			
	保守点検関連実習	点検の実施	-			
	備考 1. この表の中欄に掲げる行為により点検を行った場合であつて、当該人工呼吸装置、人工心肺装置、補助循環装置、血液浄化装置、ペースメーカー、生命維持管理装置、手術関連機器、内視鏡手術システム、カテーテル関連機器その他の機器等を診療の用に供するときは、実習指導者に 2. この表の下欄に掲げる行為の見学は、患者の同意を得て行うこと。					
	(6) 呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習においては、必ず集中治療室及び手術室における実習が含まれているか	指定規則別表第1備考6, 別表第3備考6				
	(7) 循環器に関する実習においては、必ず人工心肺装置を用いた実習が含まれているか	指定規則別表第1備考7, 別表第3備考7				
	(8) 臨床実習の単位数には、血液浄化療法に関する実習が1単位、呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習が2単位並びに治療機器に関する実習及び医療機器管理業務に関する実習が2単位が含まれているか	指定規則別表第1備考5, 別表第3備考5				
5 施設設備に関する事項	(1) 適正な数の普通教室を有しているか(同時に授業を行う学級の数以上)	指定規則第4条第1項第7号, 第2項第6号, 第3項第6号				
	(2) 適当な広さの専用の実習室, 図書室及びロッカールーム又は更衣室(学生総定員と同数のロッカー等)を有しているか	指定規則第4条第1項第8号, 第2項第6号, 第3項第6号, 指導要領5(4)				
	(3) 各教室の面積等は定員に対して適正か (普通教室1.65㎡/人, 実習室3.31㎡/人, かつ設備機能, 内法測定)	指導要領5(1)(2)(5)				
	(4) 次の実習室を有するか 基礎工学実習室, 基礎医学実習室, 臨床工学実習室	指導要領5(2)				

臨床工学技士養成所自己点検表(広島県)

養成施設名 _____

課程の別 _____

定員()名

修業年限 _____

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)
			適	否	
	(5) 臨床工学実習室については、模擬運転実習を可能とする十分な電気容量、浄化水拝観、医療ガスの設備等を有しているか	指導要領5(3)			
	(6) 敷地及び校舎は、確実に使用できる権利が確保されているか (原則として設置者所有/確実かつ長期の賃貸借契約)	指導要領1(4)			
6 財政に関する事項	(1) 養成所の運営は適正であるか(管理運営、財政上の健全性) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されているか	指定規則第4条第1項第13号、第2項第6号、第3項第6号、指導要領1(2)			
	(2) 養成所の経理は明確に区分されているか(養成所以外と)	指導要領1(3)			
	(3) 入学料、入学金、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収していないか	指導要領8(1)			
7 事務に関する事項	専任の事務職員は配置されているか	指定規則第4条第1項第12号、第2項第6号、第3項第6号			